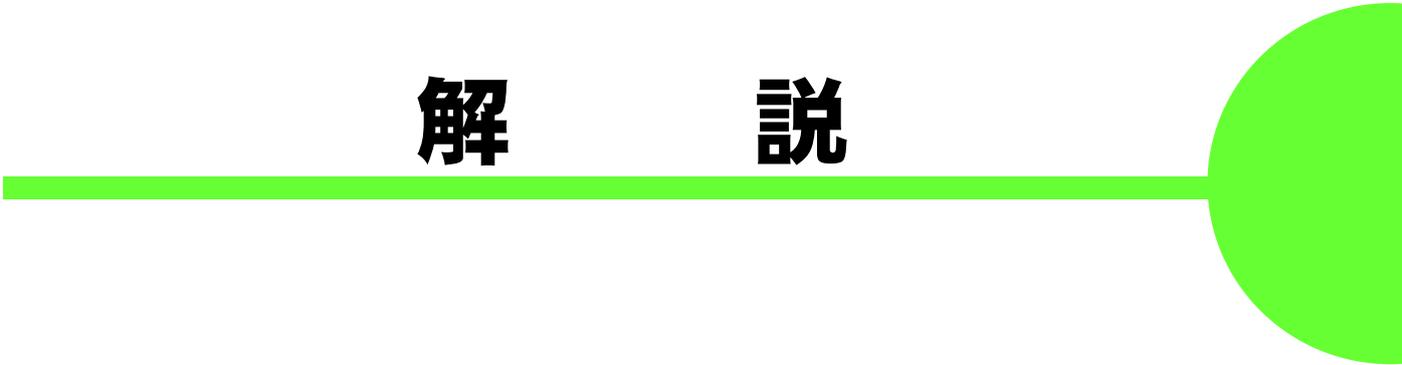


解 説



1 解説

登下校中(自力通学)に地震が発生した場合に備えて

1

児童生徒は、揺れが収まるまで、どこで、どのように身の安全を図れば良いか学習（理解）している

揺れが起きたときに、とっさに身を守る方法を、一人一人の通学手段、通学経路や状況の違いを踏まえて、個別のケースに沿って具体的に指導し、児童生徒自身の自助力を高めるための指導が必要です。

具体的には・・・

○徒歩、自転車、電車やバスなど、通学方法や経路の違いなどを踏まえ、通学途上で想定されるリスクについて具体的に指導します。

→倒れやすいブロック塀からは離れる（徒歩、自転車）

→近くの柱や背もたれにつかまり姿勢を低くする（電車、バス）

→エレベータに乗っていたときは、全てのボタンを押して・・・（駅ビル等）

指導の方法としては・・・

○通学指導の時間を設けたり、路線別にグループ化するなどして指導します。

○自力通学児童生徒の通学経路実地調査を行い、想定されるリスクを把握します。

○学級活動、総合的な学習の時間等を利用して、自分の通学経路のハザードマップを作ります。

2

児童生徒は、揺れが収まってから、どのように行動すれば良いか学習（理解）している。

「知っている」ことは落ち着いた行動につながります。揺れが収まったらどうすれば良いか、自己判断できるようにしておきます。

具体的には・・・

○揺れが収まってから考えられる行動の取り方を指導します。

→余震に備えて更に安全な場所を探す

→運転手や駅員の避難誘導の指示に注意する

→落ち着いて周囲の動きをみる

○周囲に助けを求める方法を指導します。

→家や学校に自分の安否や居場所を知らせる訓練の定期的な実施（ワンポイント訓練）

→障害者にとって便利なツールを使うと効果的な場面を想定した練習（お願い手帳、コミュニケーションカード 等）

3 防災計画に基づき、居合わせた少数の職員で対策本部を設置し、何をどのようにするか、対処方法を全職員が理解している。

登下校の時間帯は、職員も人数が揃っていないことが予想され、更にその後の職員参集自体も期待できない可能性があります。人数規模に応じて「取れる体制」と「できること」を想定しておくことが必要です。

具体的には・・・

- 全体計画を基準にしたバリエーションの一つとして、「職員が●●人以下のときの対応」などのルールを決め、別冊にしたり、全体計画に吹き出しで補足説明したりします。
- ひと目で「やるべきこと」のポイントがわかり、誰もが対応できるような担当者無記名のマニュアルづくりと全職員への周知を図ります。
→「●●係は自分の係じゃないから分からない…」ということがないように

4 自力通学の児童生徒について、何時の時点でどの辺りにいるか（移動しているか）、登下校中の時間別の現在地について把握している。

児童生徒の安否確認や救援のための基礎情報となるものです。「〇時〇分(地震発生時刻)なら、●●さんは●●駅付近にいる…」という情報がすぐ分かるような資料を作成し、救援などの際に活用できるようにします。

具体的には・・・

- 登下校の時間を 10 分刻みでの現在位置を表にしておくなど、児童生徒がどこで被災しているか予測できる表を作成し掲示するとともに、どの場所なら、誰が（保護者を含む）、どのように助けに行けるのか等、可能な範囲でシミュレーションしておきます。

5 児童生徒の現在地に職員を派遣することを想定し、対応策を職員間で共通理解している。

救援のための派遣が必要になった場合の対策を考え、職員の誰もが、その役を担えるように準備します。

具体的には・・・

- 保護のために現地に向かう職員の携行品を準備します。
→現地で怪我等の応急手当が必要になる可能性がある
- 複数の自転車を用意しておきます。
→車での移動や公共交通機関での移動ができない場合を想定し、自転車を用意する

6

登下校中に地震が発生した場合、児童生徒の安全を確保するために、学校と家庭とがそれぞれがどう動くとよいかを確認している。

登下校の時間帯に地震が発生した場合に、家庭や学校がどのような状態になり、実際の対応がどのようなものになるか想定することは困難ですが、児童生徒の安否確認ができるまでは、家庭と学校が相互に連絡を取り続けるという約束を保護者と確認しておきます。

具体的には・・・

- 学校は職員数も限られていることから、通学途中の安全確保については、原則、保護者に協力をお願いします。ただし、保護者が勤務の関係で対応できない場合、あるいは地震発生時刻から既に学校（自宅）が近い位置にある場合なども考えられることから、確認しておく条件を事前に整理して、懇談会等で確認します。
- 登下校中に地震が発生した場合、近くに保護者も学校職員もないことから、「揺れが収まるまで」、「揺れが収まってから」のそれぞれの場面で、児童生徒本人が取るべき行動について、学校と保護者とで内容を共有します。例えば、「もしものときは…」等の家庭用しおりを作成し、活用します（経路別、発達段階別に作成する）。

7

通学経路周辺の公共施設・機関（可能な場合は地域の住民）に対して、非常時の当該児童生徒の保護・支援について協力を依頼している。

保護者や学校の“手の届かない場所”での安全確保のために、登下校の経路上にある地域社会の協力を積極的に考えます。一方、個人情報の提供にもなりますので、保護者と確認の上で進めることにも留意します。

具体的には・・・

- 経路の途中にある公民館や学校などの公共機関や商店等などへ、児童生徒の保護や情報提供について協力を依頼します。
 - 顔写真、本人の特徴、連絡先（学校）、通学経路などの基礎情報を記載した「お願いカード」等を作成し、依頼先に渡す。
 - 依頼先に渡す「お願いカード」等に、自宅の連絡先、保護者氏名等を記載するかどうかは、保護者と確認する。
- 個人情報を提供することについて、保護者と共通理解をしておきます。
- 年度始めの早い段階で、通学経路上の関係機関の把握と協力依頼に努めます。



2 解説

スクールバス運行中に地震が発生した場合に備えて

1

児童生徒は、揺れが収まるまで、バスの中でどのように身の安全を図れば良いかを学習（理解）している。

走行時の揺れと異なる異常な揺れに児童生徒は不安になったり興奮したりして、窓ガラスを叩いたりする心配があります。児童生徒の動揺を軽減するために、「取るべき行動」を指導します。

具体的には・・・

- 指導する内容は、ワンポイント訓練等を日々繰り返す中で、体験的な理解を促します。
 - 揺れが収まるまで前のシート等をしっかりつかむ
 - 頭を低くする姿勢を取る
- スクールバスに、「取るべき行動」を図解した絵（ボード）等を掲載したり、絵を透明フィルムを使って椅子の背もたれの裏側に貼ったりするなどの工夫をします。

2

運転手と介助員の2名しかいない状況で、考えられるリスクと可能な対応について検討している。

バスを降りないで待機する（救援を待つ）ことが原則となりますが、火災が近づく、津波が来る恐れがあるなど、状況によってはバスから離れなければならない場合も考えられます。運転手と介助員しかいない状況で、どのような対応が可能かを想定し、対策を講じておくことが必要です。

具体的には・・・

- 訓練のときに「大丈夫だよ」の声を聞くなど、安全が確保される経験をしておくことで、災害時にも落ち着いた行動を取ることが期待できます
- 運転手と介助員のみで対応するための対処方法を整理しておきます
 - 乗車している高等部の生徒に協力してもらい、小学部等の児童生徒を誘導する
 - 民家が近くにあれば学校への連絡を依頼する（自転車で学校に行ってもらおう等）
 - 例えば、近隣の住民に救援を求められるよう、ハンドマイクを積載する
 - 想定される状況下での、運転手と介助員の役割分担を書き出し、共通理解する
- 協力や救援を依頼される側も不安です。どのように使わせてもらい、どのように復旧するのか、避難（移動）の見通などを学校側が示しておくとい良いでしょう。
- 周辺の関係機関、警察署、消防署、病院などに、学校がこうした取組をしていることについて周知しておくことも必要となります。

3

特に朝の出勤時の職員の数に応じた応援の体制を決めている

柔軟な対応の1つの方法として、組織図上に救援係となる職員の氏名を表記して固定するのではなく、「居合わせた職員で対応」できるようにします。したがって、職員の誰が救援係になってもよいように、救援係の動き方等を共通理解しておく必要があります。

また、バスの待機場所によっては、事前に最寄りの学校へ協力要請する場合について検討しておく必要があります。

具体的には・・・

- 校外にあるスクールバスに救援に向かう…等の訓練を、防災全体計画に盛り込み、学校が実施する防災訓練のプログラムの一つにするのも方法です。
- 下校時であれば、学校から大勢の職員を救援に向かわせられますが、登校時は、職員も出勤途中となります。スクールバス運行表を全職員が携帯し、出勤途中で大きな地震が発生した場合は、その時刻にスクールバスが走行している場所に自主的に、可能な手段でかけつける等の、事前の確認も有効です。
- 最寄りの学校への協力要請については、年度始めに協力依頼するとともに、いざというとき、学校やスクールバスから相手校に依頼する方法を検討しておきましょう。
 - スクールバスの車内に、最寄りの学校の連絡先や地図等をバスに携帯する
 - 相手校に、大きい地震が発生した場合に、可能であればスクールバスが待避していると予想される場所にかけてもらう…等の協力方法を協議しておく

4

車内の混乱や児童生徒の不安感を緩和するために、対策を講じたり職員間で研修したりしている

児童生徒の予想される特徴的な反応についてどう対処するか、運転者や介助員はもちろん、職員全体で共通理解しておきます。

具体的には・・・

- バスが揺れたという恐怖心を和らげる方法を研究しておくことも必要です
 - 揺れが収まったらすぐ音楽（児童生徒が耳になじんでいる曲）を流す
- “初めてのこと”は児童生徒に大きな不安を抱かせます。日頃からワンポイント訓練等を実施し、緊急対応の状況を疑似体験しておきます。
- 「一旦、バスを降りる」という選択肢も考えておきます。
 - 避難はしなくても、怖い思いをしたバスを一度降りて、落ち着いたらバスに戻って救援を待つという対応方法も考えられます。

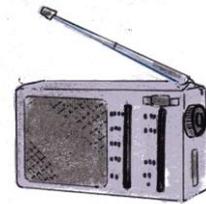
5

長時間の乗車になる場合に備えて、必要な物品を日常的にバス車内に準備している。

道路の損壊や液状化等のために立ち往生となってしまうなど、長時間、バスに乗車して待機しなければならない状況は十分考えられます。軽食、水、簡易トイレ、救急セット、気分を紛らわすためのもの（ラジカセやCD等）をバスに用意しておきます。

具体的には・・・

- 学校の防災に関する全体計画の中に、スクールバスに関する対応や携行品についても記載するようにします。
- 学校の防災対策も含めた「安全点検」に、スクールバスの車内状況や携行品についてもチェックできるようにします。



6

電話等の手段で連絡が取れない状況になった場合の送迎・引き渡し方について、保護者や放課等デイサービス施設等と確認ができています。

運行の途中で大きな地震に見舞われると、どのような状況になるか、予測は困難です。最寄りの待機場所に移動できた場合、学校が承知していない人が迎えに来た場合など、日常と異なる状況を可能な限り想定して、その時の対応方法や判断の目安を決めておくとともに、職員全体で共通理解しておきます。

また、それらの確認内容は、保護者や放課後等デイサービス施設などの関係施設にも伝えておきます。

なお、東日本大震災の経験から、連絡が取れない状況になることは十分想定されます。そうした場合は、事前の約束を家庭個々に確認するよりも、「確認先は学校」「とにかく学校に迎えに来てもらう…」など、約束を一元化して決定しておきます。

具体的には・・・

- 連絡が取れない状況下では、学校と保護者とが予め決めておいた方法に基づいて行動することになります。「スクールバス時刻表」等に、非常時の対応ルールを併記しておくことが良いでしょう。
- 家族が被災し、いつまでたっても引渡しができないということも予想されます。家族が迎えに来られない状況が続く場合の対応についても、検討しておきます。
- 学校の防災対策も含めた「安全点検」に、スクールバスの車内状況や、携行品についてもチェックできるようにします。

7

緊急避難場所として利用する可能性がある周辺の施設・機関に、非常時のバスの対応について理解・協力を依頼している。

学校から救援の職員が到着するまでは、運転手と介助員しかいない状況が予想されます。少しでも救援者が増えるよう、また状況等の情報を得るためにも、運行コース沿いに協力の得られる民家、企業、商店、学校や関係機関を探し依頼しておきます。

具体的には・・・

- 非常時の一時待避場所として駐停車させてもらうことについて了解を得ます。
- 小中学校などの公共機関の場合、一泊程度の一時避難の可能性についても検討を依頼します。
- 地域と連携した防災訓練として検討します
 - 公民館や最寄りの学校等の協力を得て、スクールバス利用の児童生徒の乗降訓練や移動訓練を一緒に行う
 - 地域の防災訓練の内容に、「●●特別支援学校のスクールバス救援訓練」等の内容を盛り込むことについて検討をお願いします



3 解説

授業中(校内)に地震が発生した場合に備えて

1

児童生徒は、揺れが収まるまで、どのように身の安全を図れば良いか場所別に学習(理解)している

揺れが起こった時、とっさに身を守る方法として、机等の下に身を隠す…以外の方法について、校内の場所別に具体的に指導し、児童生徒の自助力の意識を高めます。

具体的には・・・

○音楽室、図書室、トイレ、階段の途中、中庭や校庭等、対処方法と場所と結び付けて指導します。

→〇〇から離れる 重い本が落ちてくる(図書室)

テレビやピアノは倒れる(飛んでくる)(PC室、音楽室)

ガラスが割れて飛び散る(理科室、校舎まわり)

→緊急地震速報を聞いたら、又は最初の衝撃(初期微動)を感じたら、すぐ行動に移せるように、ワンポイント訓練等を日常的に行う

○「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守る訓練を行います。



2

児童生徒は、揺れが収まってから、どのように行動(避難)すれば良いか場所別、時間帯別、状況別に学習(理解)している

「知っている」ことは落ち着いた行動につながります。揺れが収まったらどうすれば良いか、自己判断できるようにしておきます。

具体的には・・・

○教員の指示に注目したり理解したりできるよう練習しておきます。

→決まった言葉使う・・・「先生と一緒に逃げます!!」「〇〇階段を通ります」等

→逃げ方のルールを体験しておく・・・ロープを握る、抱きかかえられたら静かにする 等

3

避難開始までの注意喚起や避難指示の例文を、放送機器の近くに表示している（停電で使えない場合も想定している）

非常時の対応は誰でもできる（知っている）ということが大切です。教頭が不在のこともあります。放送指示は教頭・・・と固定せず、誰でも放送できるようにします。

また、停電になることも想定し、メガホン、拡声器等を用意しておくことも大切です。

このようなメモを放送機器のそばに貼っておくのも一つの方法です

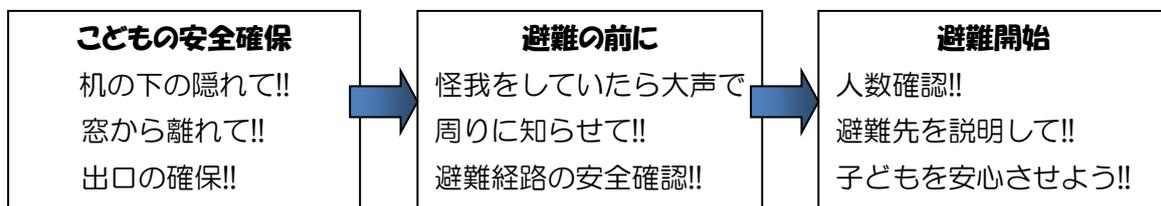
<p>地震の時の放送</p> <p>【大きい揺れするとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓から離れ机の下に隠れて… ○先生方は出口を確保して下さい… <p>【揺れが収まったら】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先生方は子どもの安全を確認して… ○安全を確認して近くの避難口から… ○■■■前に集合して下さい… 	<p>放送機器の使い方</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>機器の図</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ①スイッチを入れる ②チャイムを鳴らす♪ <p>話はゆっくり 2回繰り返す</p>
---	--

4

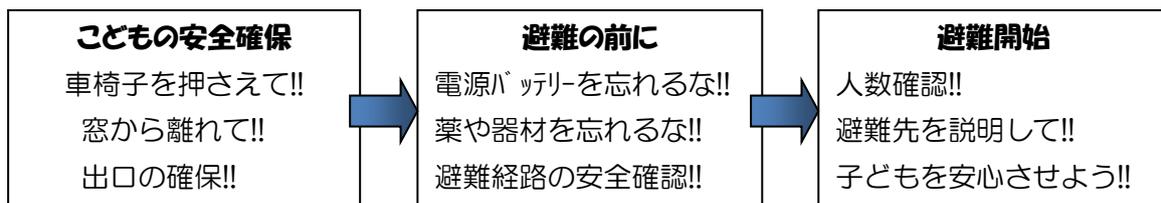
揺れが収まるまで、また収まってから職員がすることを、場所別、時間帯別、状況別に検討し、全員で理解している

出口の確保、身を隠すように指示、全介助の児童生徒の保護等、状況に応じた対処方法を全員で研修します。恐怖を感じる中で、職員が少しでも冷静さを保つためには、職員が「すべきこと」をしっかりと分かっていることが大切です。覚えやすい研修資料、記憶に残りやすい言葉や図（イラスト）の工夫をしましょう。

こんな暗唱カードを作って職員研修で活用しましょう（例）



障害の重い児童生徒への対応では・・・



5

複数の避難場所、避難経路、避難方法を想定している。
（津波に備えて、校内又は近隣住宅の火災に備えて）

通常、避難場所はその学校で一番安全性の高い場所が選ばれますが、隣接する住宅で火災等が発生した場合など、風向きにより状況が変わります。避難経路も含め、複数のケースを想定します。

具体的には・・・

○複数の避難場所、避難経路を計画します。

→名称も第1避難場所…ではなく、「昇降口前」「校庭築山前」など児童生徒に分かりやすい名称が良いでしょう。

○校内が安全とは限りません。近隣住宅からの延焼により、児童生徒を校外に避難させなければならない場合も考えられます。

→学校周辺の避難場所も、学校の防災計画に盛り込みましょう。

（周辺の自治会などには了解を得ておきます。）

○海岸に近い学校では、自校の屋上の他、学校周辺の高台や高層建築物などへの避難などを想定し、協力をお願いしておきます。

6

児童生徒の実態や場所等の状況に応じた避難方法（牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ等）を用意している

学校の備蓄品の中で避難誘導に使うものは、普段から各教室に常備します。

○教室内の備え付けておきたい備蓄品は、まず避難するときの道具を考えます。（落ち着いてから戻って回収できるものは別です）

○障害の特性により必要なものを検討しておきます（参考資料を参照）

7

物の転倒、落下、破損の被害が最小限となるように、転倒防止や飛散防止の処理をしている。

いずれも安全性の高い処置をするためには費用がかかります（フィルム貼り、ビスによる固定等）。生命に関わることですので、他より優先して行うよう努力してください。

8

避難時の持ち出し品を準備するとともに、担当者が不在の場合に誰が対応するかについて職員間で確認している。

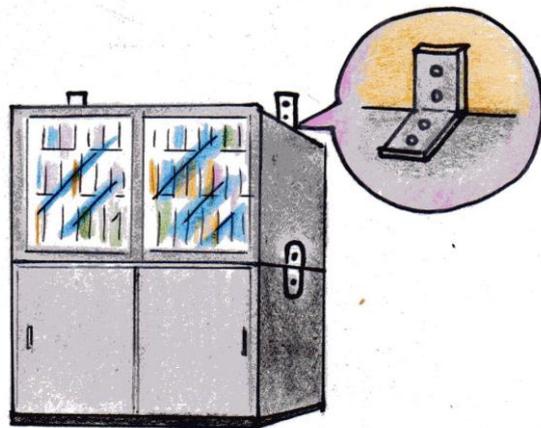
特別支援学校は職員が多いので、防災組織図の中でも「一人一役」の場合が多いと思われる。「職員室にある非常持ち出し袋は教務主任・・・」と固定化すると、その職員がいない時に地震が発生した場合、誰も持ち出さなかった・・・ということが懸念されます。ポイントは、できるだけ多くの職員が共通理解しておくことです。

○毎日行われる「朝の打合せ」では、必ず年休、出張等の不在者の確認をしています。ときどき、朝の打合せの中で、今日の不在者の状態から、どのような防災上の注意が必要か等を考える時間を設けることも、防災意識向上の OJT（On the Job Training = 実務経験の中で学ぶこと）になります。

今日は〇〇先生は1日
お休みです。
皆さんよろしくお願いします…



今日は〇〇先生は1日お休
みです。緊急時の××と△△
の仕事については皆で注意
しましょう…



4 解説

校外での活動中に地震が発生した場合に備えて

1

揺れが収まるまで、現場（目的地）においてどのように身の安全を図ればよいかという指導を事前に計画し実施している。

校外学習は、出発してから帰着するまで、多様な場所・状況の中を移動します。事前学習の中で、ポイントを選んで、様々な初期対応を指導します。

事前の下見をする際に、ポイントとなる場所をビデオに記録し、事前学習等の機会を使って安全指導に活用すると良いでしょう。

行程毎にリスクを予想し可能な対策を検討しておき、事前指導に生かすためのフローチャート(例)

校外学習の行程・状況	リスク（安全対策の視点）	計画／対策のポイント
××ICトイレ休憩 駐車場→WCへ個々に	移動する子どもの安全確保をどうするか	すぐ迎えに行く
××博物館見学 グループ別行動引率1名	揺れが収まってからどのように避難するか	入館前にもしもの時の集合場所を決めておく
××レストランで昼食 混雑している	混雑する中、子どもの安全確保をどうするか	店側に誘導を依頼しておく
××でお土産買い物 個々に行動、混雑	ばらばらの状態からどうやって避難するか	店の前に必ず教師がいることを周知させる

2

揺れが収まってから、どのように行動（避難）すれば良いか、時間帯や場所・状況別の違いを想定した指導を実施している。

常に団体に移動している場合は、その場で指示が出せますが、現地で見学、散策など、児童生徒、職員がばらばらになっている状況下での対応は困難になります。事前に指導をしておく必要があります。

上記のフローチャート図をもとに指導計画を立てるとともに、行程の場面ごとに、揺れが収まったらどうすれば良いのかを指導します。

3

児童生徒の実態や場所等の状況に応じた避難方法（牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ等）を準備している

校外学習においても、校内での避難時と同様に、必要物品を携帯することが必要です。特に、見学や散策など児童生徒が分散する場合は、一人一人の引率職員が必要物品を携帯することが必要となります。

4

現地で被災した時に、引率職員で対応するための方法を決め、事前の引率者間の打合せで確認している。

職員による出発前の事前打合せでは、日程・行程に沿った確認だけでなく、非常時の体制についても確認します。

具体的には・・・

○引率者による事前打合せにおいて、安全確認をするための事前チェックシートを用意し、学校の校外学習を実施する際は、全員がこのシートで不備の有無を確認するようにします。

○下見をした職員が入手したパンフレットや、インターネットからダウンロードした会場図などを基に、考えられるリスクを想定し、原則を決めておくとい良いでしょう。

（例）博物館（動物園）で自由行動時に地震が起きた!!

原則例1・・・とにかく（※）に出て、本部を作る（対策はそれから）。

※中央出口、中央広場、〇〇の像の前

原則例2・・・館内誘導があった場合は、自分たちの原則より優先して従う。

5

地震が発生した場合に備え、校外学習計画の項目に、場所、時間帯、被災状況等を想定した対応方法を盛り込んでいる。

○校外学習計画の書式を変更するか、日程、場所、それらの各場面で被災した場合の対処法などを、別紙一覧にして計画に添付するのも一つの方法です。

○通常、校外学習の事前下見は1～2名です。下見の成果を最大限に得るためには、どんな点に着眼して調査してくれば良いか、調査項目を検討しておくとい良いでしょう。

○宿泊の場合、避難口と避難経路の確認をすることはよくありますが、通常の校外学習で実施しているという例はないかもしれません。しかし、例えば薄暗い博物館に入ったときにどうするかなど最低限の確認を、その場で児童生徒や職員間で確認してから学習活動（見学等）を始める習慣も必要です。

○通常、担任は自分のクラスの児童生徒の家庭連絡先を携帯します。災害時の対応のポイントは、誰でも対応する必要がある…ということですので、できるだけ職員は共通した緊急対応物品を携帯するようにします。

6

事前の下見の観点に、現地で被災した場合の様々なリスクを見つけることを盛り込み、実際の計画立案に反映させている。

下見に行って初めて状況が分かる・・・という部分もありますので、インターネット等を活用して可能な限り現地の状況を把握し、行程に沿ってリスクを想定し、調査項目を事前に設定した上で職員を派遣するようにします。

調査項目を設定するポイント

- 1 そこで児童生徒はどのように動いているか
- 2 そのとき引率職員はどのように付き添っているか
- 3 そのとき地震がおきたときのリスクは何か
- 4 想定した対策が、そこで実行できるか

左記のポイントを
念頭において下見
をしましょう

7

現地に到着してから、引率職員と児童生徒とで地震発生時（緊急時）の対処方法を確認している。

これまでも宿泊するホテル等に到着すると、先ず最初に児童生徒と一緒に非常口や非常階段の場所を確認する・・・といった対応をしていました。

こうした対応は宿泊する場合だけでなく、日中の見学先でも実施できるように工夫しましょう。例えば、パン工場を見学する際、案内についていだけ・・・ではなく、緊急時の対応を確認してから見学を始めるようにしましょう。

8

校外活動時の緊急用携行品※の内容を検討し準備している。

※緊急連絡網、児童生徒との顔写真付きカード、医薬品 等

例えば4人の職員が引率する場合、緊急時用の携帯品は全員が携帯していることが望ましいでしょう。特に、現地でグループ別の活動を行うような場合、グループの引率教員は、それぞれに緊急の対応ができるように用意をしておくといいでしょう。

5 解説

寄宿舎で生活中に地震が発生した場合に備えて

1

舎生は、揺れが収まるまでと、揺れが収まってからどのように避難すればよいか、状況の違い（時間帯別、活動内容別、場所別）に応じて学習（理解）している。

地震が発生したとき、とっさに身を守る方法や避難の方法について、寄宿舎の生活の状況の違いを踏まえて指導し、そのために必要な生活習慣作りも防災の取組になります。

具体的には・・・

○舎室(学習中、就寝中)、浴室(入浴中)、食堂(食事中)、集会室(テレビ視聴中)、調理室(調理中)など、スペースや活動内容の違いなどを踏まえ、想定されるリスクに基づく対処方法を具体的に指導します。

→ドアを開けて避難口を確保する（全室共通）

→テレビ等動きやすいものから離れて身を守る（集会室）

→バスローブをはおり、着替えを持って外に避難する（入浴中）※

→着替え、履物を枕元において就寝する（舎室）※

※日常の生活指導の中で実践される内容です。

○深夜に地震が発生した場合、職員の避難の呼び掛けに気づかないことも予想されます。自分の居場所から、どこを通過してどこに避難すれば良いか、事前に練習しておくようにします。

2

舎生の実態や場所の状況に応じた避難方法（誘導、牽引、運搬）を検討し、必要な物（おんぶひも、ロープ 他）を用意している。

視覚障害や肢体不自由等の障害のある児童生徒が入舎している寄宿舎では、地震が発生した場合、自力移動の困難ができないことを踏まえた準備が必要です。

具体的には・・・

○視覚障害のある舎生の避難のために。

→舎室から避難場所まで自力で移動しなければならない状況も想定されます。職員が真っ先に安全な避難場所に行ってラジカセを再生し、舎生が「ラジカセの音」を目指して移動できるようにする方法が考えられます。

○肢体不自由の舎生の避難のために。

→自力での移動がほとんど困難になると想定し、職員がおんぶできるようなひもやロープを用意しておきます。

3

職員が4～5人の宿直体制になった時の対応方法についてリスクを想定し、可能な対策を職員間で共通理解している。

宿直勤務の時間中に地震が発生した場合、対応できる職員は3～4名程度です。更にその後の職員参集もできない可能性があります。

寄宿舍の防災計画が、寄宿舍職員全員で対応することを前提に作成されていると、夜間の宿直職員では対応できません。人数に応じて「取れる体制」と「できること」を想定しておくことが必要です。

具体的には・・・

- 全体計画を基準にして、「職員が●●人以下のときの対応」などのルールを決め、別冊にしたり、全体計画に吹き出しで補足説明したりします。
- ひと目で「やるべきこと」のポイントが分かり、誰もが対応できるような無記名のマニュアルづくりと全職員への周知を図ります。
- 「●●係は自分の係じゃないからわからない…」ということがないようにしましょう。

4

寄宿舍の日課（食事中、入浴中、外出許可を得て舎生が近所に買い物に出ている…等）のリスクを想定して対策を決めている。

寄宿舍における防災の取組として、「避難方法を練習（指導）」することの他に、日課ごとに、その状況に応じたリスクへの対応方法を整理し訓練しておくことも大切です。

○寄宿舍の日課、舎生の動き、想定されるリスク等を整理します。（例）

日課	地震発生時の舎生の動き	リスク	リスクへの対応
夕方の自由時間	買い物等で外出している	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所が明確でない ・安否確認が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出者対応マニュアルを作る
外食指導	外出している	<ul style="list-style-type: none"> ・引率職員が少ない ・外出行程毎に様々なリスクがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外指導計画に行程リスクへの対処方法を明記する
食事	食事中	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の場合身を隠せない 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子には防災頭巾等を携帯する
入浴	入浴中	<ul style="list-style-type: none"> ・体が濡れているのですぐ避難できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスローブを用意する

5

校内に寄宿舎の職員しかいない夜間に、地域住民が避難してきた場合の対応について検討し、防災計画に反映している。

学校は、地域の避難所や避難場所に指定されてなくても、地域住民が避難してくる可能性は十分あります。特に寄宿舎のある学校では、「校内に職員が残っている・・・。」という状況から、寄宿舎の職員が、地域住民の避難に関して第一の対応者となることも予想されます。

具体的には・・・

- 地域住民が避難してきたときの学校の対応方法をマニュアル化しておきます。
- そのマニュアルについて寄宿舎の宿直職員は理解しておくようにします。
 - 管理職が学校に到着するまで（連絡が取れるまで）は、寄宿舎の職員が事実上の学校管理を担うことを想定しておきます。
- 寄宿舎のある学校の防災計画は、日中の学習の場としての防災計画と、夜間の宿泊施設としての防災計画の両方を兼ね備える必要があります。同時に、その学校に勤務する職員は、その両方について熟知しておく必要があります。

6

夕方以降（早朝）に地震が発生したとき、学校に残っている（出勤した）他学部の職員が、寄宿舎の避難・誘導、安全確保にどのように関わるか計画している。

「●●学校の防災計画」の中に、寄宿舎の防災計画が組み込まれていることが大切です。「●●学校寄宿舎防災計画」というように別葉のマニュアルになっていても問題はありませんが、寄宿舎の職員しか知らない・・・というものでは、いざというとき役に立ちません。

具体的には・・・

- 寄宿舎の防災計画について、他学部の職員も熟知するようにします。
 - 全職員に配付します。
 - 役割分担は、他学部の職員も組み込むようにします。
- 早朝や夜間は、寄宿舎の職員も手薄です。その時間に学校にいる他学部の職員は、どのように応援に入るのか、様々なケースを想定しておく必要があります。
- 早朝や夜間に地震が発生した場合、学校にかけつけられる職員の寄宿舎への応援体制も同様に想定しておきます。

6 解説

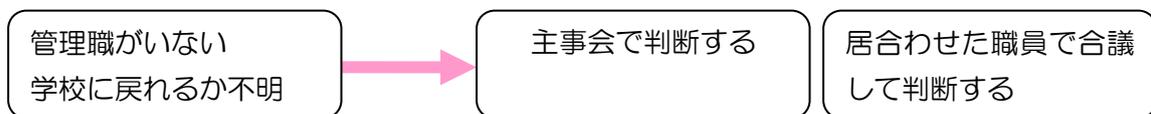
管理職不在時や行事開催中に地震が発生した場合に備えて

1

防災計画の組織、分担、指示系統の中で、管理職が不在の場合にどのように対応するか検討し、職員間で共通理解している。

防災計画における役割分担は、校務分掌における役割分担とは意味が異なるものという考え方が必要です。基本的には、誰もがその役割分担を代行できるようルールを決めておく等の工夫が必要です。

【管理職不在時のルールの例】



また、判断をゆだねられる職員の不安を少なくするために、緊急時の判断についてQ&Aを作成するのも一つの方法です。

2

学校の防災計画や避難訓練は、公開研究会、授業参観など、外部から大勢の人が集まったときの対応も想定して計画している。

学校行事など外部の人が大勢校内にいるときに地震が起きたらどうするか、想定しておく必要があります。当該行事の実施計画の中に、緊急時の対応を盛り込むことが必要ですが、緊急対応は行事計画の範囲を超えた対応につながっていくことになりますから、学校全体の防災計画の中に位置づけておく必要があります。

【例】学校公開の最中に大地震が起きた場合

外部からの参観者の安全確保をどうするか

- 行事開会前に非常口等の案内をする
- 非常時に備え靴は持ち歩いてもらう
- 受付名簿で安否確認をする 等



当該行事の実施計画の中に盛り込むべき内容

参観者が帰宅困難になったらどうするか

- 参観者の宿泊方法の検討
- 参観者の非常食をどうするか
- 参観者の避難所移動の方法をどうするか 等



学校全体の防災計画の中に盛り込むべき内容

7 解説

帰宅困難のため宿泊が必要となった場合に備えて

1

宿泊のために必要となるスペースを準備している。
→本部、宿泊スペース、医療活動スペース 等

帰宅困難者がいて学校を数日間の宿泊所として使う場合は、宿泊の状況を予想し、必要となる準備しておくことが必要です。

具体的には・・・

○緊急時の宿泊計画を作成します。

→宿泊所として必要な機能とスペースを整理します。

必要な機能	想定される場所	必要な留意点
宿泊場所	プレイルーム、音楽室等 カーペット敷の教室	間仕切りを立てる準備 男女それぞれに部屋を作る 夜間冷え込まない場所
本部	事務室	連絡機能のある場所 1階であること

→食事を提供するための方法を検討しておきます

想定していた場所が使えないこともあります。真冬に外しか避難場所がない等、悪条件が重なる場合も検討しておきましょう。

具体的には・・・

○宿泊スペース、調理スペース、救急スペースなどを一か所のみで計画せず、被災して当初計画した場所が使えないことも予測して、複数の場所に計画します

〈調理スペース〉→家庭科調理室 → 厨房 → ○○階段軒下 等

〈救急スペース〉→保健室 → スクールバス

〈宿泊スペース〉→プレイルーム → テントをブルーシートで囲む、すのこに毛布を敷く（屋外）

○複数の場所に用意ができるように、物品の準備も並行して検討します。

→屋外で調理できるような器具・燃料の準備

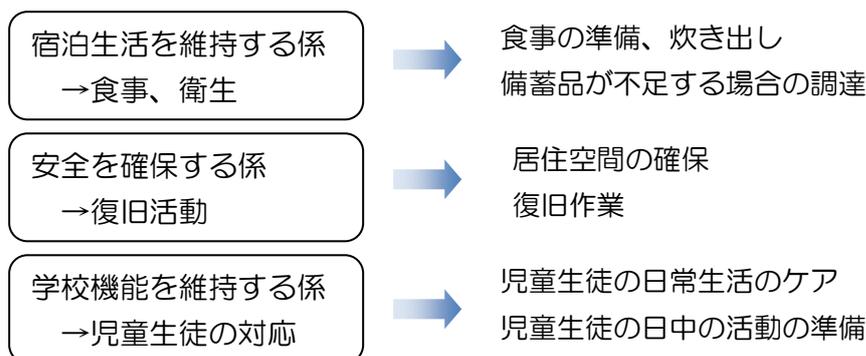
→仮設テント内で暖をとるため電源不要のストーブの確保



解説 帰宅困難のため宿泊が必要になった場合に備えて

2 児童生徒や職員が宿泊をする際に必要となる仕事を洗い出して分掌化し、担当者を充てれば動き出せるように準備している。

帰宅困難のために宿泊が複数になることも考えられます。その場合、日中の対応について以下の点に留意して計画しておく必要があるでしょう。



3 学校宿泊が長期化し、日中も夜間も勤務する必要が生じる場合を想定し、二交替、三交替などの勤務割振りができるように準備している。

学校に児童生徒が帰宅困難のため宿泊が続いている場合、非常措置として夜勤を交替で行う体制を準備しておく必要があります。

4 児童生徒及び職員全員が 2～3 日程度宿泊可能な備蓄品（水、食糧、衛生用品、医薬品、電源、個人の薬 等）をリストアップし、準備している。

甚大な被害が生じるような大地震の場合、長期的には自治体と連携した避難生活への移行が必要ですが、「保護者に引き渡すまで」「自治体による避難所開設が始まるまで」の一時的な措置としては、2～3 日程度の備蓄が必要となります。

具体的には・・・

- 「学校の備蓄」ではなく、「在籍児童生徒と職員の備蓄」として、自分たちの身を守ることを目的に保護者会等の協力のもと、必要物品を購入します。
 - 上記の購入物品は、更新時には児童生徒及び職員が持ち帰るようにします。
 - 基本的な医療品、医療用具は学校の備蓄品を使用します。しかし、個々に必要な医薬品や医療用具については、個人負担で学校に預けておく体制を取りましょう。
 - 人工呼吸器の電源については、個々に所有する器械のバッテリーの予備を家庭から預るなどして、非常時に備えましょう。
- ※人工呼吸器の電源については、ポータブル発電機等を電源にすることはできません。宿泊を要する状況になった場合、人工呼吸器を使用する児童生徒については宿泊させず、病院へ搬送する方法を検討しておきましょう。

※必要物品のリストは「避難及び帰宅困難に対応するための備蓄品一覧」（63頁～）を参照

5

児童生徒の配慮事項（服薬・摂食・アレルギー・医療的ケアの方法等）を、緊急時に多くの職員が理解できるような方法を工夫している。

児童生徒一人一人についての配慮事項について、日常的には学級担任や養護教諭が把握しています。しかし、緊急時には、近くにいる職員が対応しなければならない状況も考えられます。

具体的には・・・

- 緊急時対応カードを作成して、緊急持ち出し用品とする。
→児童生徒の安全・健康管理上必要な情報・留意点を顔写真とともに記載したカードを作成し、非常時に職員の誰もが活用できるようにしましょう。
- 緊急時対応カードの更新、管理のルールを決めておきましょう。
- 避難訓練と併せ、職員間で児童生徒の安全・健康管理上必要な情報・留意点について、確認し合う機会を設けるようにしましょう。

6

停電に備え、病院等に搬送する段どり（病院の了解、学校からの搬送手段）を確認している。

人工呼吸器を使用している児童生徒のための電源確保については、市販のポータブルバッテリーでは安定した正弦波の電気が供給できないことから、現時点では、家庭の協力を得てバッテリーの予備を持参していただく等の協力が必要です。

また、長時間の停電が続く場合には、早急に大きい病院へ搬送するなどの対応にシフトさせる必要があります。

具体的には・・・

- 学校周辺の医療機関に、児童生徒の事情について説明するとともに、協力を得られるようにしておきましょう。
- 学校の防災計画を立案する段階で、近隣病院と協議しておきましょう。

※予備バッテリーを預かる際の注意点

使わないでおくとも自然に容量が減ってしまいますので、長期に預かったままにしておくのは危険です。定期的に持ち帰ってもらい充電しておくなどの注意が必要です。

8 解説

避難所等の指定に向けて 市町村と協議するために

1

既に福祉避難所や避難場所の指定を受けている特別支援学校が、自治体と取り交わした確認書等の事例について入手し確認している。

巻末の「参考資料」に、過去、県内の特別支援学校が地元の自治体と取り交わした協定書（確認書）の内容が分かるものを掲載してありますので参考にしてください。

また、地域又は学校により必要となる条件（内容）が異なりますので事前に地元の自治体と十分検討するようにしましょう。

なお、協定書等を取り交わす場合は、巻末の「参考資料」に掲載した教材第158号（昭和52年通知）により手続きをしてください。また、現在、福祉避難所等の所管は、県教育委員会財務施設課（施設・管理班）となっていますので、相談しながら進めていくとよいでしょう。

2

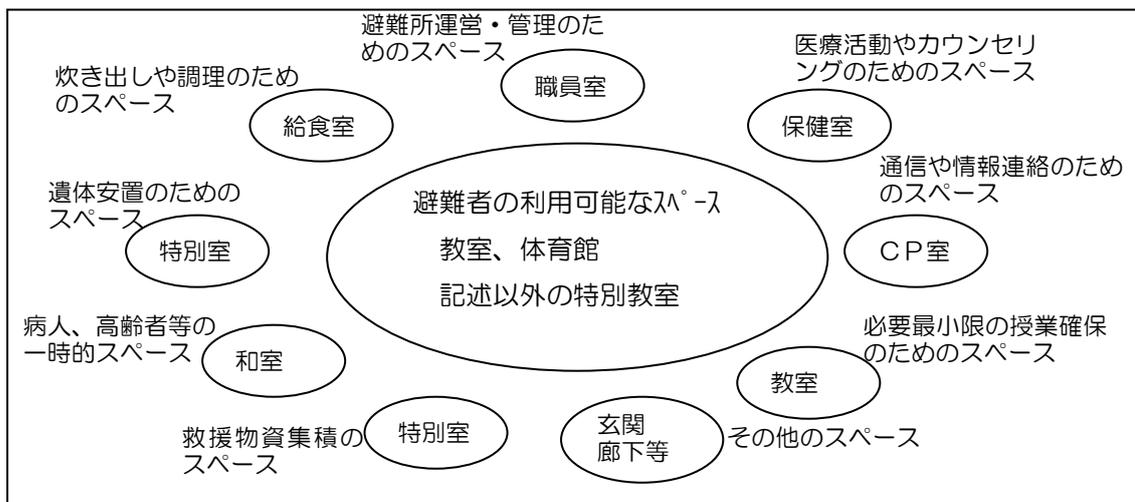
過去の大震災等で避難所等になった学校（特に特別支援学校）の状況について、情報を入手し検討している。

阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災において、実際に避難所となった特別支援学校の様子が、インターネット上の様々な防災サイトで紹介されていますので、参考にすると良いでしょう。

3

学校の収容可能な人数について、算出している。

一般に避難所は、1人当たり2～4㎡のスペースで想定されているようです。避難の状況により一定ではないようですが、自校の中に避難所としてのスペースがどのくらい確保できるのか、およその計算をしておくことは目安になり、自治体との協議の参考になります。



参考：千葉県「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月）から（3頁）

4

避難所等となることについて、保護者や職員からの意見を把握している。

学校が福祉避難所となる場合、以下のことについて保護者と教職員に説明しておく方が良いでしょう。

【保護者へは・・・】

- ・自治体との協定内容を分かりやすく説明しましょう。
- ・特に、家族や卒業生の受け入れについては、どのようになるのか説明が必要です。

【職員へは・・・】

- ・避難所としての役割を受け入れる際に、職員はどの程度連携するのか、自治体と確認した内容を職員に伝え、理解・協力を促します。

5

協定書や運用マニュアルの内容・解釈について確認している。

一般に協定書は条文形式になっており、具体的ではありません。そこで約束を実際に運用できるよう「マニュアル」を別途作成し、運用上のガイドラインとする場合が多いようです。しかし、このマニュアルにおいても、学校の理解と自治体の理解がずれる場合があります。できるだけ細かく確認し、担当者が変わっても、確認事項が引き継がれるようにしましょう。

6

市町村が行う避難所運営に対し、学校（職員）の関わり方を確認している。

自治体が特別支援学校に対して期待していることは、職員の専門性です。一般の避難所での生活が難しい障害者、高齢者、病弱者などへの支援を行うにあたり、バリアフリー等の特徴を兼ね備えた特別支援学校の施設設備のメリットと併せて、職員が有する専門性にも期待しています。

特別支援学校として、地域の非常時に役立つことは大切ですが、授業中で児童生徒がほぼ全員いる状況下で、果たして特別支援学校が地域の避難所になり得るかどうかは、慎重に判断しなければなりません。

授業中に避難所となる場合、夕方以降に避難所となる場合、教育活動の継続（再開）との関係での判断など、様々な視点からの判断が必要です。

7

避難所開設中の教育活動の実施方法について確認している。

非常時であっても、学校は教育施設であり、復旧に向けた取組も第一に教育活動の再開を目指すことにあります。

学校が日常を取り戻すことは、児童生徒の心のケアになるとともに、保護者をはじめとする大人の復旧活動を一層安定させることとなります。

自治体と協議をするときは、このことを忘れずに話し合しましょう。

8

避難所閉鎖の判断基準や手続きを確認している。

この取り決めは、協定書等に明文化しておく必要があります。期限、撤去の目安、現状復帰、費用分担等について、確実に協議・記載するようにします。

9

避難所運営・管理（セキュリティを含む）の方法について市町村と確認している。

学校の管理を、自治体と学校が共同で行うこととなります。防火管理、戸締り、防犯（警らを含む）等について、職員の勤務体制を含めて協議します。

その他、自治体と協議（事前確認）することについては、チェックシートにある18項目（14頁 チェック項目 No.10～27）を基本にすると良いでしょう。協議をする中で、学校を避難所として利用する姿がイメージできてくるでしょう。

9 解説

保護者と連携・協力をするために

1

引き渡しや一時預かりを行う判断の目安（ルール）について全職員が共通理解しているとともに、保護者にも周知している。

災害が発生したときのために「引き渡し訓練」などの実地訓練を多くの学校が実施していますが、予期せぬ事態になった場合の対応については、事前に保護者と確認しておきましょう。

保護者との約束は、基本原則を押さえる！

○原則は・・・

災害が起きたらバスは学校に戻る・・・

災害が起きたら、先ず保護者は学校に行く・・・の2点ではないでしょうか。

○保護者の方と単純明快な原則(ルール)は、保護者の安心感にもつながります。

【可能性のある予期せぬ事態における対応の例】

スクールバスが途中から運行不能。現在地は〇〇バス停付近。
(保護者と連絡が取れる状態)

運行時刻表を家庭に配付し、学校と確認の上、現場に迎えに行ってもらおう。

※ 保護者は、“今の地震”で、スクールバスが運行を続けられているのか、途中で走行不能になっているのか分かりません。また、停電等の状態になれば学校からの（学校への）連絡も取りにくい（取れない）状況になっていることも予測されます。

原則を考える場合は、その点に留意して、各学校の事情を踏まえて検討しましょう。

保護者が引渡しに向かうことができない。学校と連絡不能。

保護者から連絡があるまでは学校で預かる。

地震発生後数日たっても保護者からの連絡がない。

市町村福祉課や児童相談所と対応を協議しその結果で進める場合がある
例：学校以外の施設に一時的に預ける場合もあること等

保護者と連絡が取れない中での病気・怪我等の緊急処置の判断

医療上の必要且つ最善の判断で対応することについて同意を得ておく

例：大けが等により手術、輸血等の処置が緊急に必要な場合

2

本人・保護者確認のためのツール（引き渡し用カード等）や、手続きのツール（引き渡し控え／記録帳）等を用意し、職員は使い方を知っている。

確実な引き渡しを行うためのチェック機能として、引き渡しカードや引き渡しノートが活用されています。担任だけが手続きを知っているのではなく、校内の職員全てが手続きを熟知していることが大切です。

また、職員の誰もが熟知していれば、学校以外の場面で、カード等のツールがなくても必要な確認・チェックを確実に行って引き渡すことが可能になります。

3

保護者が迎えにくるまでの生活上の注意点（食事、服薬、機能維持のための行為等）について、保護者と確認している。

多くの場合は年度はじめの家庭調査や健康調査等により学校が把握しています。しかし、朝晩の服薬、夜寝る前のストレッチ、入浴時のパターン（こだわり）など、日中の学校に直接関係しないことなどは学校に伝わっていないこともあります。

しかし、突然宿泊になった場合（数日間に延長される場合もある）に、情緒を安定させて生活するためには必要な情報です。参考情報として把握しておきましょう。

4

保護者と確認した上記の内容について、緊急時には担任以外でも把握できるツールを用意している。

日頃は、当該生徒に関する様々な情報を保護者から受けている担任が、怪我等の事情で対応できない・・・といった場合も可能性としてあることから、情報は必要になったときに、他の学校職員が確認できるようにしておく必要があります。

学校全体で情報を共有・活用することについては、保護者の了解を得ておきましょう。

5

防災ずきん、常備薬、紙おむつ、愛用品等、児童生徒が避難中に必要とするものについて確認し、予備を学校に用意してある。

保護者の協力を得て、予備として学校で預ります。

6

医療的ケアを必要とする児童生徒については、主治医との確認を含め、学校に備えておくもの（預かり品を含む）について確認している（人工呼吸器のバッテリー等）。

保護者の協力を得て、医療的ケアに必要な物品を予備として学校で預ります。

7

緊急時の複数の連絡・通信手段について、保護者と共通理解している。

電話、学校ホームページ、携帯電話、メール（一斉送信システムを含む）、災害用伝言ダイヤル（NTT）等、それぞれの保護者に学校が取れる通信連絡方法について十分説明・連絡をしておきましょう。

NTT東日本
災害時の安否情報が
やりとりできるサービス

災害用伝言ダイヤル
「171」

録音は
171 → 1 → 相手の☎番号 → 録音

再生は
171 → 2 → 相手の☎番号 → 再生

8

災害発生時の学校の対応について、保護者に十分周知している。

予期せぬ事態になったときに学校はどのような考えで対応するかを、説明会、プリント配付等の手段により十分説明しておきましょう。

（家庭への説明配付資料の例）

大切なお知らせです

非常変災が起きたときの学校の対応について

平成〇〇年〇月〇日
県立〇〇特別支援学校

非常変災が起きた時、学校はお子さんの安全を最優先に対応いたします。登校してから下校（帰宅）するまでの間に、大きな災害が発生した場合について、以下のように対応してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

- 1 登下校時の対応（スクールバスを含む）について
- 2 学校と保護者間で連絡が取れない／帰宅困難等になったとき
- ⋮
- ⋮
- ⋮

自力通学者、
スクールバス
利用者など分
けて書く

原則を書く
個別のケース
は個々に確認
する旨を書く

10 解説

地域と連携・協力をするために

1

学校が教育対象としている障害種の特徴について、具体的に地域住民に理解してもらうための広報活動をしている。

まず、地域社会の中で特別支援学校の存在を知ってもらうこと、特別支援学校に学ぶ子どもたちの特性を知ってもらうことは、防災の取組を進める際の基本でもあります。

地域の町内会の回覧紙の中に、学校便り等を入れてもらうなど、周知に努めると良いでしょう。また、地域と結び付いた、これまでの各学校の様々な工夫を一層充実させていくと良いでしょう。

2

学校が行っている防災活動の内容や特徴を、地域住民に理解してもらったり関心を持ってもらったりするための取組をしている。

基本は学校の広報活動が地域に知られているか・・・ということですが、特に防災に関する取組については、非常時の地域連携の際に役立ちます。

人数等の調整については町内会役員に相談すると良いでしょう。

【学校の防災訓練に地域住民を招いて実施する例】

消火訓練を、周辺住民にも声をかけて実施する

→水消火器などは、消防署が準備をしてくれます。

避難訓練、起震車体験、交通安全教室等を、周辺住民にも声をかけて実施する

炊き出し訓練を、周辺住民にも声をかけて実施する

→互いに何が準備できるか、話し合うところから相互理解が深まっていくと思います。

3

学校の防災計画や緊急時の対応方針・方法について、必要に応じて地域住民に説明している。

例えば以下の方法により、地域住民に説明しておく良いでしょう。

→学校のホームページに学校防災計画／マニュアル等を掲載する

→学校公開、参観日、公開行事（運動会、文化祭、販売会）で、学校の防災の取組を分かりやすく説明したリーフレット等を配付する。あるいは公民館などに配置する。

4

地域と学校が、それぞれの防災の取組について理解し合う機会を設けている。

- 学校公開の学校概要説明の際に、防災の取組について触れる。
- 開かれた学校づくり委員会等に出席している地域住民に説明する。
- 地区の防災会議等に参加していく。
- 地元の消防署の活動に学校として連携する。

5

避難所等の指定はされていないが、地域の住民が避難しなければならない状況になった場合を想定して地元自治体と確認している。

地震により火災が発生した・・・、津波から高所に避難する・・・等の理由で、緊急時には学校の施設利用が求められることが考えられます。

特別支援学校だから・・・ということが高齢者や在宅の障害者を預けていこうとする住民の方も来校することも考えられます。

基本的な考えとして、学校は教育機関として、非常時においても教育活動の維持・再開を考えていくことが優先事項であり基本原則でしょう。そうした基本原則を地域住民に理解していただくことも、地域連携を進める際には必要なことです。

そうした基本姿勢を理解していただきながら、積極的な地域開放に努めていきましょう。

6

災害発生時に学校が対応できること、対応できないことについて、地元自治体や地域住民と確認している。

障害のある子どもたちを教育しているから、いざというときは「要援護者の支援は特別支援学校のスタッフの協力を・・・」と考えられることは当然予想されることです。可能な限り協力していくことは必要です。

ただし、⑧避難所開設に向けて・・・でも説明したように、児童生徒が学校にいるときの協力は現実的に難しいことを伝えておくことは必要です。



7

医療的ケアや配慮の必要な疾患のある児童生徒への支援協力について、関係機関や近隣の病院と確認している。

阪神淡路大震災では病院に患者があふれ、医師も機材も医薬品も不足している状況がありました。生命維持の困難な児童生徒の緊急搬送について、事前に病院の理解を得ておきましょう。

人手不足のため、搬送した児童生徒への24時間の付き添いを求められる可能性もあります。保護者がかけつけられない時は、学校職員が対応します。そうした対応の可能性を学校の防災計画に反映しておくといいでしょう。

8

地域の防災機能、防災資源について把握し、相互に利用しあうことについて関係者と確認している。

○地域住民が被災し困窮しているとき、学校に協力を要請してくることを想起して、その対応について検討しておきましょう。私的な借用には応じるべきではありませんが、地域と連携して防災にあたるという趣旨から、学校として予め判断の目安を持つておくことは必要でしょう。

- 寝泊まりの場所を開放して欲しい
- 校庭で煮炊きをさせて欲しい
- 学校には簡易トイレがあるようなので使わせて欲しい
- 生活用水として学校のプールの水を使わせて欲しい
- 家に簡易トイレをつくりたいので砂場の砂を分けて欲しい
- 学校の自転車（車）を貸して欲しい
- いざというときは学校の消火器を貸して欲しい

地域住民が、緊急かつ切迫した状態で救援を求めてきたときは、やむを得ず対応することになるでしょう。

（家が燃えだした!! → プールの水や消火器を貸し出す、消火活動に加わる 等）

学校の施設・設備は教育財産ですから、非常時ではあってもその保全に努める必要があります。

避難時における地域住民への対応については、市町村の事務・判断によります。住民から要望があったときは、市町村と協議して判断することになります。

11 解説

防災計画を作成するために

1

防災計画に示した「計画」が“願い・希望”や“抱負”ではなく、具体的な行動を示した計画になっている。

学校が作成する防災計画は、職員の行動（何をすべきか）を明確に示したものでなくてはなりません。計画の内容が「・・・が大切である。」とか「・・・に十分注意する。」等の具体性に欠ける表現に終始していたのでは、実効性に欠けます。

複数の必要な行為を一言で表そうとすると抽象的で願いを描くような文章になりがちです。必要な場合は、1つ1つ事例をあげ具体的に指示します。

2

避難訓練の実施計画だけでなく、学校教育活動の様々な場面において考えられるリスクを踏まえて、防災の取組について計画されている。

この防災セルフチェックでも、課業中以外の場面を想定したチェックを用意してあります。学校の防災計画も、様々な日課・活動を想定して立案しましょう。

【防災計画の中で対応を検討しておく必要がある場面の例】

登下校時	授業中	休み時間
プール指導	調理実習中	食堂にいるとき
スクールバス運行時	校外学習時	真冬・真夏・雨天時
寄宿舎生活中	来校者のいる行事中	管理職不在時
職員が手薄なとき	厨房	

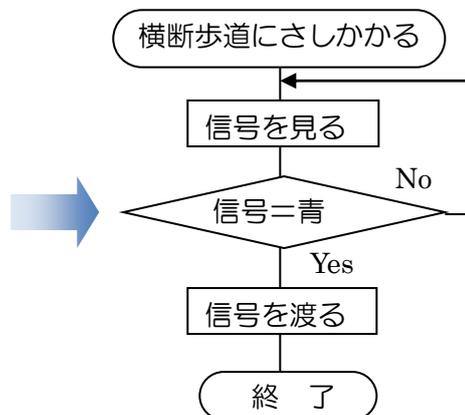
3

職員が理解しやすいように図等を多用し、具体的な行動が想起できる、わかりやすい文章になっている。

ビジュアルな資料作成が必要です。図や表、フローチャートなど、視覚的な説明を多用した計画資料となるよう工夫してみましょう。

(参考例)

〈横断歩道を渡る手順について〉
安全に横断歩道を渡るためには、横断歩道に差しかけたところで、まず信号を見ます。信号が青のときは渡ることができますが、青でなかった場合は青になるまで待ちます。信号が青に変わったら横断歩道を渡り、渡り終われば終了です。



4

組織上の担当者が不在の場合でも、代替が可能となるような対策を取っている（例えば対応方法をカード化して場所毎につるす等）。

防災計画における役割分担は、災害が発生していない平時においては「当該業務の担当者」として「窓口」となります。しかし、大地震が発生し、職員が手薄、管理職もいない、児童生徒は下校の途中、スクールバスも保護者も連絡が取れない・・・といった状況では、年度始めに配付される「係分担と担当者が細かく割り振られた防災組織図」が機能しない可能性があります。

大事なことは・・・

- 1 迅速に職員が動き出せるようにすること
- 2 割り振られた仕事のやり方が大体分かっていること

具体的には・・・

- 本部設置場所に最初に駆けつけた職員が「本部」を立ち上げる。
→事務室、職員室等に移動黒板を持ち込み、本部の仕事を開始する。
→分かり得る状況と、可能な対応を整理する。
→居合わせた職員で係分担を決め動き出す。
- 割り振られた係として何をすれば良いか分かるように、必要事項が解説された資料を透明の塩ビケース等に入れて用意しておく。

防災計画は、上記の対応が取れる計画であることが大切です。

更に、日頃の避難訓練についても、所定の役割を実行する訓練から、その場で（即興的に）役割が決まり動き出す・・・といった訓練も、研修メニューの一つとして試みることも必要です。

5

職員の参集計画を作成し、職員は自分の参集方法を承知している。

学校への参集計画について、職員への周知を徹底しましょう。

なお、職員の居住地を千葉県地図にプロットし、例えば通学途上の〇〇さんの保護に向かいやすいのは△△先生が近い・・・などのシミュレーションをしておくことも有効です。

6

防災組織が有事のためだけでなく、日常の取組（分掌等）に反映されるようなシステムになっている。

業務の効率化という点から、日常の校務分掌と防災計画上の係分担は関連性を持っていることが有用性を高めると考えられます。

例えば、防災の係として担当するエリアが、日常の安全点検や掃除分担のエリアと一致している・・・等です。

（留意点）

学級担任は、児童生徒の指導・保護・誘導にあたる・・・という理由で、防災上の様々な係分担が割り振られない場合があります。児童生徒がいる授業中に災害が発生した場合は当然ですが、早朝や夕方等に災害が発生した場合は、他の仕事も担当することになります。

誰でも割り振られた仕事がイメージできるように準備をしておくといいでしょう。

7

学校の防災計画や避難訓練は、真夏の猛暑時、真冬の厳寒期、風雨の最中など、気候条件の違いから必要になることを想定して計画している。

避難訓練も学校行事のひとつですから、天候条件や行事の入れやすい時期など、実施上の都合を反映して計画されています。リアルさを追求して、わざわざ雨風の強い中で実施する必要はありません。

しかし、自然災害ですので、防災計画を立案するときは、様々な悪条件を考慮しておく必要があります。現行の「標準としての実施計画」以外に、あらゆるバリエーションを考えることになり相当の仕事量になりますが、検討すると良いでしょう。

雨天のとき地震発生！ 体育館天井が崩落。どこに避難するか・・・

→昇降口に集まって →ビニールシートが大量に必要… →購入計画へ

体温調節が困難な生徒が帰宅困難に。夜になって停電。室温は30度・・・

→うちわが必要。でも発電機があれば冷蔵庫が使える… →発電機の購入へ

真冬に大勢が帰宅困難。どうやって暖をとる？

→石油ストーブの購入。薪のストック。床にダンボールを敷くだけでも…

8

学校の防災計画や避難訓練は、地域が抱える被災のリスクを考慮した計画になっている。

○津波の想定

- 児童生徒が学校、寄宿舍にいるときの計画に反映する。
- スクールバス運行中の計画に反映する。
- 校外学習実施計画の中に反映する。

○周辺は住宅密集地

- 避難経路・方法について、学校周辺の火災を想定して計画する。
- 避難所指定を受けていなくても住民が避難してくることを想定している。
- 学校を離れて避難するとき、住宅密集地のどの路地を通して避難するか計画する。

○スクールバスが液状化しやすい地域を運行している場合

- スクールバス運行コース上のハザードマップを作る。
- 待避先の選定、応援職員の派遣、近隣学校等への救援依頼等を計画する。



12 解説

学校の防災に関する取組の充実のために

1

安全点検で確認する箇所／観点が明確になっている。また、点検方法も明確になっている（目視、打音、負荷をかける、動作確認）。

校内安全点検表の例

No	点検項目	4月	5月	6月	1月	2月	3月
1	釘やびょうなどは安全に処理されている	○	○	○	○		
2	天井、壁、床などは亀裂はない	○	△	△	△		
3	テレビや棚は固定されている	×	×	○	○		

(○…問題なし △…修理等を依頼中 ×…要改善)

学校では、各教室やエリアごとに防火管理責任者や防災管理者を決め、上記に類した安全点検カードにより、担当箇所の安全点検を実施しています。

通常は目視で確認するケースが多いと思いますが、「強く押したらグラグラした」「子どもが乗ったら割れるかもしれない…」等、リスクを想定した確認をするようにします。

この場所で、この部分について、子どもはどんな触り方やどんな動き方をしている可能性があるか、想像しながら点検することが大切です。安全点検カードには、そうした予見のポイントを併記すると良いでしょう。

No	点検項目	4月	5月	6月	1月
1	釘や画びょうなどは安全に処理されている (触ると切り傷を作ったり、壁に児童生徒がぶつかったら抜け落ちたりするリスクはないか?)	○	○	○	○
2	天井、壁、床などは亀裂はない (新しいひび、広がっているひびはないか?)	○	△	△	△
3	テレビや棚は固定されている	×	×	○	○

2

点検で不具合が発見された場合、すぐ行う対処方法について取り決めがある（予算があれば修理、無ければ使用/立ち入り禁止等）。

年度の前半は予算の執行が慎重に進められるため、業者に頼む修繕も年度末まで見送られる可能性があります。

修理・改善が終わるまでは、原則使用禁止（休止）、立ち入り禁止等にすべきです。

3

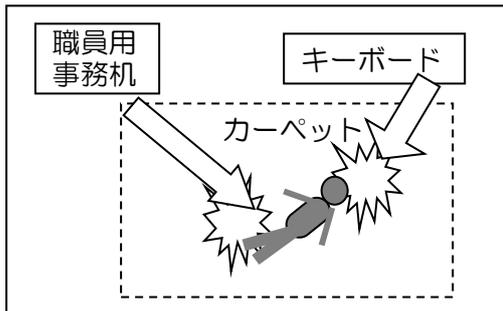
校内の窓ガラスに飛散防止フィルム貼り付けの処置が済んでいる。
(最低限、避難経路となる場所)

特別支援学校では、全ての学校で飛散防止フィルムが貼りつけられた窓ガラスになっています。ただし、今後窓ガラスが破損し交換する場合は、フィルムが貼りつけられたガラスであることを確認する必要があります。

4

落下・転落防止の処置ができています。
(処置ができない場所には、処置のできないものをおかない)

大きい地震では「物が飛んでくる…」と言われていています。また、落下や転倒だけでなく、横滑りも注意しなければなりません。必ず固定してあるかどうか確認しましょう。



左図は特別支援学校でよく見られる指導場面の例です。医療的ケアの必要な児童生徒が横になって指導を受けています。教室内にある教員の事務机が大きな揺れの際には横滑りして飛んでくる可能性があります。

阪神淡路大震災では、音楽室やプレイルームに置いてあるグランドピアノ（約 350kg～）やアップライト（約 250kg 前後）が相当なスピードで移動し、壁等にぶつかっていたという事例があります。

5

消火器、防火用砂、防火用水の位置は、全ての職員が理解している。

消火器、防火用砂等はどこに置かれているか、十分確認しましょう。例えば、自分の学校の校内図を見て「ここと、ここに消火器がある・・・」と言えるようにすると安心です。万が一、火災が発生したとき、一番近い消火器等がどこにあるか、職員として分かっておく必要があります。

6

職員は非常時に備え、機能的な衣服・靴の着用に努めている。

非常時には、職員が児童生徒を抱きかかえて避難しなければならない状況も想定されます。指導中の衣服・靴については、児童生徒の安全確保を最優先に、機能的なものを着用しましょう。

7

消火器、AEDの操作、心肺蘇生法等について、職員は習熟している。

職員研修の機会を積極的に設け、十分な習熟を図りましょう。

8

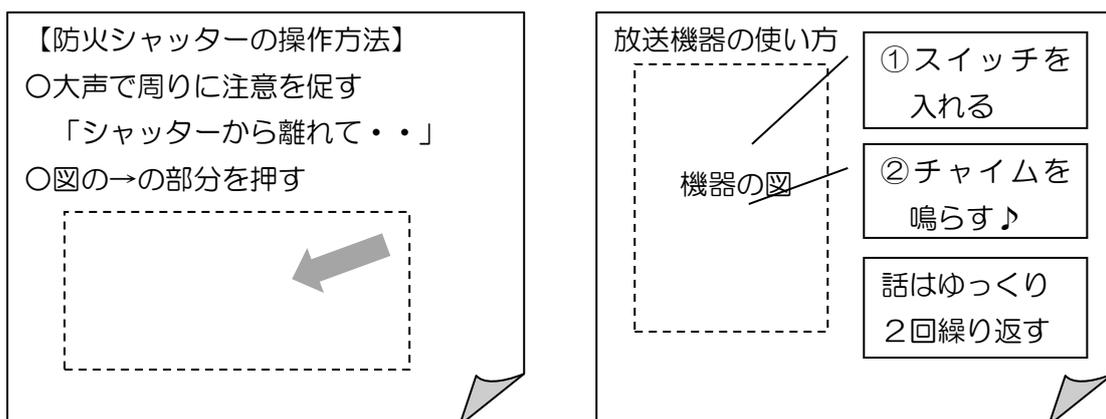
緊急放送システム、非常ベル（消火栓）、防火扉（シャッター）の操作について職員は習熟している。

9

担当（役割）以外の職員でも対応可能となるよう、とっさのマニュアルが壁に掲示されていたり添えられたりしている。

とっさのときにまごつかないように、分かりやすいマニュアルを大きく拡大して、必要な場所に掲示しておくことは有効です。

このようなメモを見えるところに貼っておくのも一つの方法です



障害の特性への対応についての解説は、参考資料「主な障害の特性と災害時（地震）に予想される困難」を参照して下さい。

13 解説

津波に対する備えのために

1 学校の所在地の市町村の防災無線等の受信のための整備をしている。

学校において、所在する地域の防災無線が受信できるように整備をしておくことが必要です。学校で防災無線が聞き取れる状況にあるか、また市町村の防災情報を得られる情報収集体制を確認しておくことが大切です。

2 児童生徒等の通学区域内にある市町村の防災情報を確認するために、県の「防災情報システム」等の活用をするなど体制を整えている。

授業中でない時は、管理職や防災担当の教職員が、学校所在地や児童生徒等の通学区域内の市町村の防災情報を把握することが必要となります。そのため、学校所在地の市町村はもとより、児童生徒等の通学区域内の市町村の防災情報を得られるように、県の「防災情報システム」等活用により、地域の津波警報・注意報の詳細等の情報を確実に確認できるような情報収集体制を予め整えておくことが重要です。

3 学校の所在する市町村にある小・中学校等と、警報・注意報発令の際の学校運営についての連絡体制を整えている。

学校の所在する市町村立小・中学校等と連携を取り、警報・注意報が発令された際には、臨時休業や登下校時間の変更等を合わせた対応が必要となります。さらに、特別支援学校では、小・中学校等よりも遠方から登下校する児童生徒が多いため、登下校時間も長く要するため、より慎重に学校運営を検討・変更する必要があります。

4 学校の所在する市町村にある小・中学校等と合同で津波対策の避難訓練や避難場所の確認をしている。

学校近隣に市町村立学校がある場合、津波警報・注意報に備えて避難する場合に、近隣の避難場所やスムーズな移動のために、合同の避難訓練や避難場所の確保、分散移動などの連携体制をとれるようにしておくことが大切です。

5 登校前の学校運営状況変更（臨時休業・日課変更等）の連絡方法を「防災マニュアル」に定めている。

津波の警報・注意報の発令時だけではなく、震度5以上の地震が起こった際の学校運営状況の変更連絡と同様ですが、確実に保護者に連絡が取れるように体制を整えることが必要となります。特に、家と学校の間の通学途上の連絡方法・児童生徒等の掌握体制まで定めておくことが必要となります。

6

児童生徒等が学校管理下（下校時の保護者引き渡しまで）にある場合の連絡方法、引き渡し方法を個別に確認してある。

学校から帰宅する際、引き渡しをする場合には、予め引き渡し訓練などを実施し、連絡方法、引き渡しをする保護者等の確認が必要です。一斉配信メールや連絡網の他、家庭と直接連絡を取れる方法を複数控えておくことが大切です。

7

学校管理下から保護者引き渡しが夜間あるいは、宿泊が想定される場合の非常食や簡易宿泊用品を備えてある。

【参照】

*登下校中については「解説1 登下校中(自力通学)に地震が発生した場合に備えて」p 2 2

*スクールバス運行中については「解説2 スクールバス運行中に地震が発生したときに備えて」

p 2 5

*帰宅困難時については「解説3 帰宅困難のため宿泊が必要になったときに備えて」p 2 9

8

学校管理下で、津波の発生及び警報・注意報が発令された際の避難場所が確保されている。

津波警報・注意報が発令された際は、学校の海拔や、津波の想定の高さ等により、想定される波の高さ以上のところを確保する必要があります。学校の屋上、近隣の公的施設と連携してより高い建物や土地への避難など、地域と連携して避難場所を確保し、予め避難訓練をしておくで安心です。

9

スクールバスの運行コースについて津波を回避することができるコースの検討をしている。

学校所在地は海岸部から距離があったとしても、スクールバスを広範囲に運行しているので、一部に海岸部から近い道路を走行するコースがある場合は、万が一の場合を想定して、海岸部を回避できるコースを想定し、試験運行をするなどして通過時間などを仮定しておきましょう。

津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

※気象庁 HP <http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>

津波警報・注意報の種類				
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※気象庁の基準による